

消 安 全 第 406 号
令和 2 年 11 月 24 日

厚生労働省政策統括官付
政策統括室参事官（総合政策統括担当）殿

消費者庁消費者安全課長
（公 印 省 略）

消費者事故等に関する情報の通知について（依頼）

標記については、令和 2 年 11 月 17 日の閣議において、総務大臣の発言（別紙 1 参照）に関連し、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から厚生労働省等において消費者事故等に関する情報の適切な通知が行われるよう御協力を依頼する旨の発言（別紙 2 参照）がありました。

つきましては、総務省行政評価局の行政評価・監視（「消費者事故対策に関する行政評価・監視 - 医業類似行為等による事故の対策を中心として - 」）の結果報告書の記載事項も踏まえつつ、事故情報を一次的に受け付ける保健所等から当庁に対し、消費者事故等に関する情報の通知が迅速かつ適切に行われるよう、周知等について御協力をお願いいたします。

以 上

本件問合せ先
消費者庁消費者安全課 稲垣、川並
電話：03-3507-9202
Mail：toshihiko.inagaki.zn2@caa.go.jp
misa.kawanami@caa.go.jp

「消費者事故対策に関する行政評価・監視―医業類似行為等による事故の対策を中心として―」の結果について

〔令和二年十一月十七日（火）閣議
総務大臣 発言要旨〕

一 本日、「消費者事故対策に関する行政評価・監視」の結果に基づき、消費者庁長官及び厚生労働大臣に対して勧告を行います。

二 この行政評価・監視では、医業類似行為等による消費者事故について調査しました。

調査の結果、地方公共団体の保健所、警察機関及び消防機関から消費者庁への消費者事故等に関する情報の通知などについて課題がみられたことを踏まえ、通知制度の周知徹底などを消費者庁に求めるとともに、健康被害を生じさせた事業者などに対する必要な指導の徹底を都道府県等に要請するよう厚生労働省に求めています。

三 関係大臣におかれては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

「消費者事故対策に関する行政評価・監視―医業類似行為等による事故の対策を中心として―」の結果について

令和二年十一月十七日（火）閣議
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 発言要旨

一 今般の行政評価・監視も踏まえ、消費者庁においては、消費者事故等の通知制度の適切な運用に努めてまいります。その際、特に、医業類似行為等による事故情報を一次的に受け付ける保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁、具体的には厚生労働省、警察庁、総務省消防庁においても適切な通知が行われるように御協力をお願いします。

二 関係閣僚各位におかれましては、消費者の安全・安心の確保に向けた御協力を
お願いします。